

川崎市週休２日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）

（目的）

第１条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において「週休２日制」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 週単位の週休２日 実施期間内の全ての週において、土日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
- (2) 月単位の週休２日 実施期間内の全ての月において、現場閉所率が２８．５％以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では現場閉所率が２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、現場閉所率２８．５％以上の現場閉所を行ったものとみなす。
- (3) 通期の週休２日 実施期間において、現場閉所率が２８．５％以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２ この要領において「実施期間」とは、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、工事現場で作業を開始した日（以下「現場着手日」という。）から現場事務所の撤去、後片付け清掃等、工事現場で作業が全て完了した日（以下「現場完成日」という。）までのうち、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

なお、次の(1)、(2)の期間は別紙のとおりとする。

- (1) 夏季休暇
- (2) 年末年始
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 受注者の責に因らず現場作業を余儀なくされる等の理由により監督員が対象外と認める期間
- (6) 上記(1)～(5)を除いた日数で、現場着手日から数えて１週間単位の倍数より溢れた

7日に満たない日数

- 3 この要領において「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めた一切の作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は例外として現場閉所日数に含めることとする。また、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることとする。

なお、同条前項(1)～(5)については、実施期間と同様に、現場閉所日数からも除外する。

- 4 この要領において「現場閉所率」とは、実施期間における現場閉所日数の割合のことをいい、別紙に定めるところにより、現場閉所の実績を判断するものとする。

(モデル工事の発注方式)

第3条 モデル工事の発注方式は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 週単位の週休2日Ⅰ型 受注者が、週単位の週休2日の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式をいう。
ただし、月単位の週休2日は必須とする。
- (2) 週単位の週休2日Ⅱ型 受注者が、週単位の週休2日及び月単位の週休2日の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式をいう。
ただし、通期の週休2日は必須とする。

(週単位の週休2日Ⅰ型、Ⅱ型の対象)

第4条 土木工事標準積算基準及び水道工事標準積算基準（一般土木工事に限る）により市が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急・管内一円工事
- (2) 社会的要因等により早期に工期完成が望まれる工事
(供用時期が公表され施工条件に制約がある工事や災害復旧工事等)
- (3) 施工時間や施工方法に制約がある工事
(鉄道と近接するため作業に時間的制約がある等)
- (4) その他発注者が週休2日制に馴染まないと判断した工事

(週単位の週休2日Ⅰ型、Ⅱ型の実施)

第5条 受注者は、週単位の週休2日の取り組みを希望するか判断の上、施工計画書と併せて休日取得計画・実績書（様式1）（以下「(様式1)」という。）及び週休2日制確保モデル工事实施（取下）届（様式2）（以下「(様式2)」という。）を監督員に提出する

ものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合は、(様式2)を監督員に提出し、週休2日制の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(モデル工事の取組内容)

第6条 受注者は、週休2日制を事由として工期を変更することができない。

- 2 受注者は、現場閉所の実績を(様式1)にて監督員に提出するものとする。また、現場閉所の計画に変更が生じた場合は、(様式1)を監督員に提出しなければならない。ただし、天候等の軽微な計画の変更については、監督員と協議し、(様式1)の提出を不要とすることができる。

なお、実績及び計画変更の提出期限については別紙のとおりとする。

- 3 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。
- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。

(1) 表題 週休2日制確保モデル工事

(2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。

(3) 発注者及び受注者の名称

記載内容の例(週単位の週休2日)

週休2日制確保モデル工事	
この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組むモデル工事です。	
※週休2日制工事とは、1週間に2日以上 of 休暇を取得する工事です。	
発注者：〇〇事務所	連絡先 044-XXX-XXXX
受注者：◇◇建設(株)	連絡先 090-///-///

(モデル工事の週休2日制実施確認)

第7条 受注者は、前条第2項に規定する(様式1)の提出及び作業日報、安全教育・訓練等の記録資料等の提示により監督員の確認を受けるものとする。また、監督へは毎月(様式1)の提出等を行い、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方に

において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(モデル工事の工事成績評定への反映)

第8条 監督員は、前条において「通期の週休2日」以上の実績を確認した場合は、工事成績評定において1点を加点するものとする。

2 監督員は、前条において「通期の週休2日」以上の実績に達しなかった場合、又は第5条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合であっても、減点を行ってはならない。ただし、疑義が生じた場合はその限りではない。

(週単位の週休2日Ⅰ型、Ⅱ型の契約金額への反映)

第9条 週単位の週休2日Ⅰ型、Ⅱ型は、当初設計額の経費に、別に定めるところにより、「週単位の週休2日」を考慮した補正係数を乗じて補正を行うものとする。

2 監督員は、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、第2条第1項の現場閉所に達しなかった場合、又は第5条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、その日以後に入札公告又は指名通知される工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、設計年月が令和3年4月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、4月1日契約案件から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、設計年月が令和6年7月の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、設計年月が令和7年7月の工事から適用する。

(別紙)

川崎市週休2日制確保モデル工事試行実施要領補足事項

1 実施期間から除いた期間（第2条第2項(1)、(2)）

休 暇	期 間	期 日 （ 参 考 ）
夏 季 休 暇	3 日間	8 月 13 日から 8 月 15 日まで
年 末 年 始	6 日間	12 月 29 日から 1 月 3 日まで

2 現場閉所率（第2条第4項）

現場閉所実績	現場閉所率（現場閉所日数／実施期間）
月単位の週休2日 通期の週休2日	28.5%以上

現場閉所率は小数点第2位を切り捨てるものとする。

3 休日取得計画・実績書（様式1）と週休2日制確保モデル工事実施（取下）届（様式2）の提出期限

週単位の週休2日Ⅰ型、Ⅱ型

モデル工事の実施と取組		様式と提出期限
モデル工事の実施 第5条第1項・第2項		(様式1（休日取得計画）) ⇒ 施工計画書提出と併せて提出 (様式2（実施届）) ⇒ 施工計画書提出と併せて提出 (様式2（取下届）) ⇒ 工事完成期限の1か月前までに提出
モデル工事の 取組内容 第6条第2項	毎月の実績	(様式1（休日取得実績）) ⇒ 翌月7日までに提出
	最終の実績	(様式1（休日取得実績）) ⇒ 現場完成日の翌日までに提出
	計画の変更	(様式1（休日取得計画）) ⇒ 適宜（休日取得計画に変更がなければ提出は不要）

4 工事成績評定への反映（第8条第1項・第2項）

現場閉所実績に応じて、下表により反映する。

発 注 方 式	現場閉所実績	達 成	未 達 成
週単位の週休2日 Ⅰ型、Ⅱ型	「通期の週休2日」以上	1点加点	減点なし

(様式1)

休日取得計画・実績書

発注者名	
工事件名	
工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
現場代理人	

凡例

実：工事実施予定日
 除：要領第2条第2項（１）～（６）に該当する除外予定日
 ◆：工事施工日
 ○：休日取得日
 ー：要領第2条第2項（１）～（６）に該当する除外日

[illegible]

(様式 2)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(受注者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

週休 2 日制確保モデル工事実施 (取下) 届

週休 2 日制確保モデル工事の実施について次のとおり申請します。

工事件名	
------	--

届出種類 (欄内の () に○を記入してください。)

発注方式	実施届／取下届
週単位の週休 2 日 I 型	週単位の週休 2 日 実施届 ()
	月単位の週休 2 日 実施届 ()
	取下届 ()
週単位の週休 2 日 II 型	週単位の週休 2 日 実施届 ()
	月単位の週休 2 日 実施届 ()
	通期の週休 2 日 実施届 ()
	取下届 ()

取下届の申請理由 (実施できない理由)

理由を記載してください。